

私設取引システム取引説明書 新旧対照表 (2019年8月20日)

(下線部分変更箇所)

新		旧																														
P2 4. 取引ルール 主な取引のルールは以下のとおりです。		4. 取引ルール 主な取引のルールは以下のとおりです。																														
項目	内容	項目	内容																													
1.PTS 市場の種類	<p>PTS は呼値の単位と取引参加者の選別により次の2種類からなります。</p> <p>1. PTS 第1市場(J-Market) 2. PTS 第2市場(X-Market)</p> <p>PTS 第1市場(J-Market)とPTS 第2市場(X-Market)の比較</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>PTS 第1市場 (J-Market)</th> <th>PTS 第2市場 (X-Market)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>価格決定方式</td> <td>顧客注文対当方式</td> <td>顧客注文対当方式</td> </tr> <tr> <td>呼値の単位</td> <td>※別表2 参照</td> <td>取引所に準じる ※別表2 参照</td> </tr> <tr> <td>取引参加者</td> <td>金融商品取引法第28条第1項に基づく第一種金融商品取引業者</td> <td>流動性を提供するリクイディティプロバイダーと個人投資家を中心としたオンライン証券</td> </tr> <tr> <td>運営時間・取引可能時間</td> <td> <p><u>【現物取引】</u> 毎営業日 8:20-16:00 (デイトタイム・セッション) 毎営業日 17:00-23:59 (ナイトタイム・セッション) <u>【信用取引】</u> 取引所に準じる</p> </td> <td> <p><u>【現物取引】</u> 毎営業日 8:20-16:00 (デイトタイム・セッション) <u>【信用取引】</u> 取引所に準じる</p> </td> </tr> </tbody> </table>		PTS 第1市場 (J-Market)	PTS 第2市場 (X-Market)	価格決定方式	顧客注文対当方式	顧客注文対当方式	呼値の単位	※別表2 参照	取引所に準じる ※別表2 参照	取引参加者	金融商品取引法第28条第1項に基づく第一種金融商品取引業者	流動性を提供するリクイディティプロバイダーと個人投資家を中心としたオンライン証券	運営時間・取引可能時間	<p><u>【現物取引】</u> 毎営業日 8:20-16:00 (デイトタイム・セッション) 毎営業日 17:00-23:59 (ナイトタイム・セッション) <u>【信用取引】</u> 取引所に準じる</p>	<p><u>【現物取引】</u> 毎営業日 8:20-16:00 (デイトタイム・セッション) <u>【信用取引】</u> 取引所に準じる</p>	<p>PTS は呼値の単位と取引参加者の選別により次の2種類からなります。</p> <p>1. PTS 第1市場(J-Market) 2. PTS 第2市場(X-Market)</p> <p>PTS 第1市場(J-Market)とPTS 第2市場(X-Market)の比較</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>PTS 第1市場 (J-Market)</th> <th>PTS 第2市場 (X-Market)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>価格決定方式</td> <td>顧客注文対当方式</td> <td>顧客注文対当方式</td> </tr> <tr> <td>呼値の単位</td> <td>※別表2 参照</td> <td>取引所に準じる ※別表2 参照</td> </tr> <tr> <td>取引参加者</td> <td>金融商品取引法第28条第1項に基づく第一種金融商品取引業者</td> <td>流動性を提供するリクイディティプロバイダーと個人投資家を中心としたオンライン証券</td> </tr> <tr> <td>運営時間</td> <td> <p>毎営業日 8:20-16:00 (デイトタイム・セッション) 毎営業日 17:00-23:59 (ナイトタイム・セッション)</p> </td> <td> <p>毎営業日 8:20-16:00 (デイトタイム・セッション)</p> </td> </tr> </tbody> </table>		PTS 第1市場 (J-Market)	PTS 第2市場 (X-Market)	価格決定方式	顧客注文対当方式	顧客注文対当方式	呼値の単位	※別表2 参照	取引所に準じる ※別表2 参照	取引参加者	金融商品取引法第28条第1項に基づく第一種金融商品取引業者	流動性を提供するリクイディティプロバイダーと個人投資家を中心としたオンライン証券	運営時間	<p>毎営業日 8:20-16:00 (デイトタイム・セッション) 毎営業日 17:00-23:59 (ナイトタイム・セッション)</p>	<p>毎営業日 8:20-16:00 (デイトタイム・セッション)</p>
	PTS 第1市場 (J-Market)	PTS 第2市場 (X-Market)																														
価格決定方式	顧客注文対当方式	顧客注文対当方式																														
呼値の単位	※別表2 参照	取引所に準じる ※別表2 参照																														
取引参加者	金融商品取引法第28条第1項に基づく第一種金融商品取引業者	流動性を提供するリクイディティプロバイダーと個人投資家を中心としたオンライン証券																														
運営時間・取引可能時間	<p><u>【現物取引】</u> 毎営業日 8:20-16:00 (デイトタイム・セッション) 毎営業日 17:00-23:59 (ナイトタイム・セッション) <u>【信用取引】</u> 取引所に準じる</p>	<p><u>【現物取引】</u> 毎営業日 8:20-16:00 (デイトタイム・セッション) <u>【信用取引】</u> 取引所に準じる</p>																														
	PTS 第1市場 (J-Market)	PTS 第2市場 (X-Market)																														
価格決定方式	顧客注文対当方式	顧客注文対当方式																														
呼値の単位	※別表2 参照	取引所に準じる ※別表2 参照																														
取引参加者	金融商品取引法第28条第1項に基づく第一種金融商品取引業者	流動性を提供するリクイディティプロバイダーと個人投資家を中心としたオンライン証券																														
運営時間	<p>毎営業日 8:20-16:00 (デイトタイム・セッション) 毎営業日 17:00-23:59 (ナイトタイム・セッション)</p>	<p>毎営業日 8:20-16:00 (デイトタイム・セッション)</p>																														
2.	(略)	2.	(略)																													
3. 取引の種類	現物および信用取引。	3. 取引の種類	現物取引のみとします。																													
4. 運営時間・取引可能時間	<u>【現物取引】</u> 毎営業日の午前8時20分から午後4時00分まで(以下、「デイトタイム・セッション」という。)及び午後5時から午後11時59分まで(以下、「ナイトタイム・セッション」という。)とします。各セッションにお	4. 運営時間	毎営業日の午前8時20分から午後4時00分まで(以下、「デイトタイム・セッション」という。)及び午後5時から午後11時59分まで(以下、「ナイトタイム・セッション」という。)とします。各セッションにお																													

	<p>ける運営時間の開始時刻から注文受付を開始するとともに取引を開始し、取引は運営時間の終了時刻まで継続的に行われます。セッション間は、注文の受付を停止します。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p><u>【信用取引】</u> 信用取引の取引可能時間は「デイトタイム・セッション」内で取引所に準じた取引時間となります。 前場：午前 9 時 00 分から午前 11 時 30 分まで 後場：午後 0 時 30 分から午後 3 時 00 分まで ただし、PTS に前場（または後場）に発注された未約定の指値注文は、前場終了時（または後場終了時）に失効されますのでご注意ください。 ※信用取引はナイトタイム・セッションでのお取引はできません。</p>		<p>ける運営時間の開始時刻から注文受付を開始するとともに取引を開始し、取引は運営時間の終了時刻まで継続的に行われます。セッション間は、注文の受付を停止します。</p> <p style="text-align: center;">(略) (新設)</p>
<p>5. 注文の方法及び種別</p>	<p>お客様から当社システムを経由して電子的に売買の別、銘柄、数量、値段等の注文内容を受け付けます。値段に関しては、指値の注文のみを受け付けます。注文の有効期限は当日限りです。</p> <p>現物取引は、デイトタイム・セッション及びナイトタイム・セッションにおいて受け付けた「当日限り」の注文は、当該セッションの取引時間が終了するまで有効となります。デイトタイム・セッションとナイトタイム・セッションの間で注文が引き継がれることはありません。</p> <p>信用取引は、取引所に準じる取引時間に発注された注文が未約定の場合、前場終了時（または後場終了時）に注文が失効されます。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>注文の種別は、新規、取消及び訂正(注文価格訂正のみ)とします。</p> <p>取引時間終了時に当社システムにてご注文が受け付けられた場合でも、PTS システムにおいて時間外となり受け付けられなかった新規注文は失効されます。また、現物取引においては、同様に時間外となり受け付けられなかった取消及び訂正注文はそれぞれ取消前、訂正前の状態に戻ります。この場合、あらかじめ新規注文、取消及び訂正注文を発注される場合は各セッション開始後にご発注ください。</p> <p>「訂正中」のご注文が、訂正完了前に一部約定した場合、注文訂正は受け付けられず、未約定分は訂正前のご注文価格となります。この場合、未約定分について価格訂正をされる場合は、お客様よりあらかじめ注文訂正をご発注いただく必要がございますのでご注意ください。</p>	<p>5. 注文の方法及び種別</p>	<p>お客様から当社システムを経由して電子的に売買の別、銘柄、数量、値段等の注文内容を受け付けます。値段に関しては、指値の注文のみを受け付けます。注文の有効期限は当日限りです。</p> <p>デイトタイム・セッション及びナイトタイム・セッションにおいて受け付けた「当日限り」の注文は、当該セッションの取引時間が終了するまで有効となります。デイトタイム・セッションとナイトタイム・セッションの間で注文が引き継がれることはありません。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>注文の種別は、新規、取消及び訂正(注文価格訂正のみ)とします。</p> <p>各セッション終了時に当社システムにてご注文が受け付けられた場合でも、PTS システムにおいて時間外となり受け付けられなかった新規注文は失効されます。また、同様に時間外となり受け付けられなかった取消及び訂正注文はそれぞれ取消前、訂正前の状態に戻ります。この場合、あらかじめ新規注文、取消及び訂正注文を発注される場合は各セッション開始後にご発注ください。</p> <p>「訂正中」のご注文が、訂正完了前に一部約定した場合、注文訂正は受け付けられず、未約定分は訂正前のご注文価格となります。この場合、未約定分について価格訂正をされる場合は、お客様よりあらかじめ注文訂正をご発注いただく必要がございますのでご注意ください。</p>

6~11.	(略)	6~11.	(略)
12. 受渡し及び決済 (イ) 売買取引の決済日	デイトタイム・セッションにおいて約定した取引の場合は約定日から起算して 3 営業日目に、ナイトタイム・セッションの場合は約定日から起算して 4 営業日目に、それぞれ決済を行いません。(下図現物取引イメージ) (略)	12. 受渡し及び決済 (イ) 売買取引の決済日	デイトタイム・セッションにおいて約定した取引の場合は約定日から起算して 3 営業日目に、ナイトタイム・セッションの場合は約定日から起算して 4 営業日目に、それぞれ決済を行いません。(下図参照) (略)
(ロ) 売買の決済方法	クリアリング機構が債務引受を行いません。したがって、受渡し及び決済は、クリアリング機構と取引参加証券会社との間でクリアリング機構の業務方法書の定める方法により行いません。なお、当社は原則として、PTS 取引における買付資金及び売却有価証券を事前にお預かりする前受制とさせていただき、決済日に決済いたします。	(ロ) 売買の決済方法	<u>株式会社クリアリング機構(以下「クリアリング機構」という)</u> が債務引受を行いません。したがって、受渡し及び決済は、クリアリング機構と取引参加証券会社との間でクリアリング機構の業務方法書の定める方法により行いません。なお、当社は原則として、PTS 取引における買付資金及び売却有価証券を事前にお預かりする前受制とさせていただき、決済日に決済いたします。
13. 売買取引の停止または制限 (イ) 売買取引の停止または制限	以下に該当する場合は、当社はジャパンネクスト社への注文取次ぎを停止するなど売買取引を制限し、またジャパンネクスト社は売買取引を停止または制限する場合があります。 (略) ・PTS 信用取引に関し、別に定める規則に従い規制措置が必要と当社またはジャパンネクスト社が判断した場合 (略)	13. 売買取引の停止または制限 (イ) 売買取引の停止または制限	以下に該当する場合は、当社はジャパンネクスト社への注文取次ぎを停止するなど売買取引を制限し、またジャパンネクスト社は売買取引を停止または制限する場合があります。 (略) (新設) (略)
14.	(略)	14.	(略)
15. PTS 信用に関する事項	PTS 信用取引の制度設計は、基本的に東京証券取引所の開設する金融商品市場で行われる信用取引の制度と同じ仕組みとなります。 ■PTS 信用取引の種類について ・PTS 一般信用取引 ・PTS 制度信用取引 ただし、PTS 一般信用取引の新規注文については、「 <u>上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則</u> 」により、 <u>ジャパンネクスト社が運営する PTS に取次ぎができません。</u> ※SOR で発注された一般信用取引の新規注文は、金融商品市場に取り次ぎいたしません。 ■PTS 信用取引に係る空売り注文について 空売り注文となる信用取引の売付注文は、取引所金融商品市場における信用取引の空売り注文と同様に、「 <u>適格機関投資家(これに類する外国法人を含む。)</u> に該当しない者が行う信用取引(売付けの数量が法第三十条第一項の認可を受けた金融商		(新設)

	<p>品取引業者の定める売買単位の五十倍以内である場合に限る。)」は空売り価格規制の適用除外となります。</p> <p>※なお、この場合、「法第三十条第一項の認可を受けた金融商品取引業者の定める売買単位」となるため、東京証券取引所とPTSの売買単位が異なる銘柄の場合は、ジャパンネクスト社の定める売買単位の50倍以内となります。</p>		
(2019年8月20日)		(2019年7月16日)	

以上